

～11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です～

あなたのそばに暴力(DV)はありませんか？

※DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者(内縁関係・元配偶者も含む)や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。

【DVには以下の形態があります】

- ◎身体的暴力…殴る・蹴る・突き飛ばす・物を投げる・首を絞める など
- ◎精神的暴力…大声で怒鳴る・無視する・生活費を渡さない・自尊心を傷つける・相手の行動を制限する など
- ◎性的暴力…性行為を強要する・避妊に協力しない・中絶を強要する など

【子どもがDVを目撃することは児童虐待にあたります】

DVのある家庭においては、たとえ子どもに暴力が及んでいなくても、DVを目撃したりDVの雰囲気を感じとることによって、感情表現や問題解決の手段として暴力を学習してしまうなど、子どもに悪影響を及ぼします。

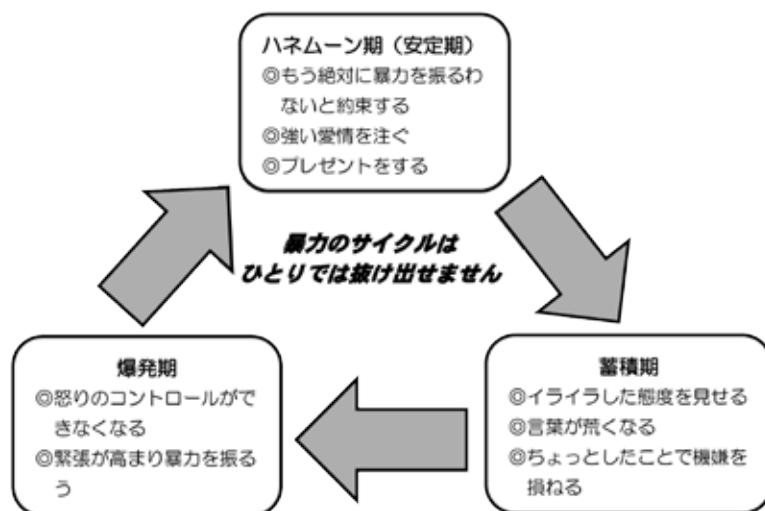
【デートDVをご存知ですか？】

交際相手との間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。男女間の交際が始まる若年層(高校生や大学生など)における暴力(DV)の増加が問題視されています。

どんなに親密な関係にあっても、暴力は決して許される行為ではありません。

あなたのそばに暴力はありませんか？相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。

暴力は繰り返し行われていませんか？



【DVチェックシート】

- ☐ 自分の思い通りにならないと怒る
- ☐ 相手の希望を無視して、物事を決める
- ☐ 相手が他の人と仲良くすると責める
- ☐ 生活費を(少ししか)渡さない
- ☐ 相手の行動や交友関係を何でも知りたがる
- ☐ 携帯電話にたびたび連絡して行動をチェックする

※該当する項目があったら相手を支配しようとしている表れです。自分や相手の態度や行動を見直しましょう。

【DVに関する相談窓口】

- ◆とちぎ男女共同参画センター相談ルーム ☎028(665)8720
(平日 9:00～20:00、土日 9:00～16:00)
- ◆生活環境課 人権・男女共同係 ☎(57)4132(平日 8:30～17:15)